

第7次羽曳野市総合基本計画及び第3期羽曳野市 まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1. 計画の概要

(1) 総合基本計画

市民の将来の幸福と福祉を増進するため、市政の全般にわたり実現の目標とすべき総合的計画をいい、基本構想及び基本計画からなるもの。

①基本構想

本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示す構想をいう。

②基本計画

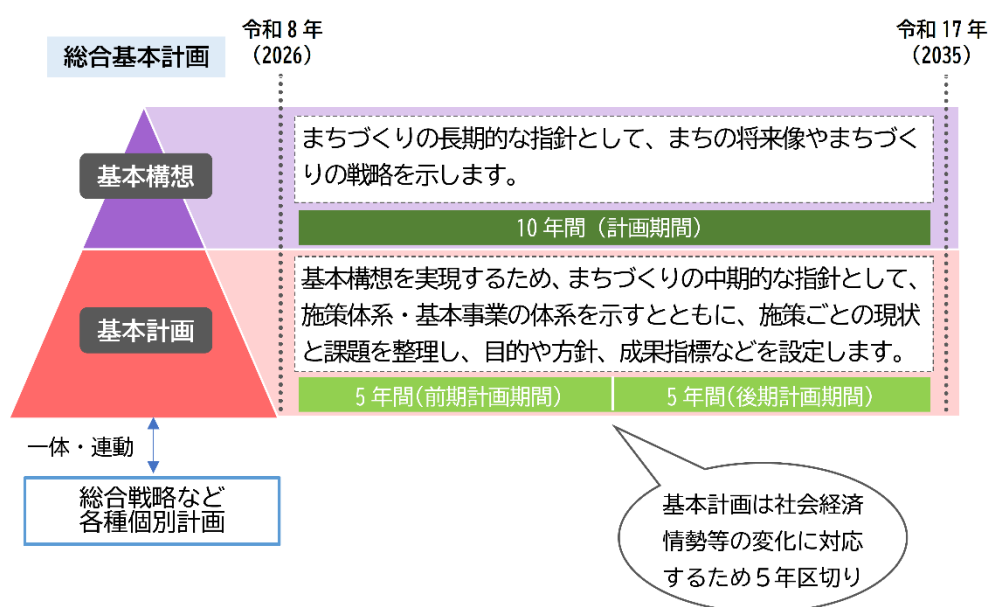
基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

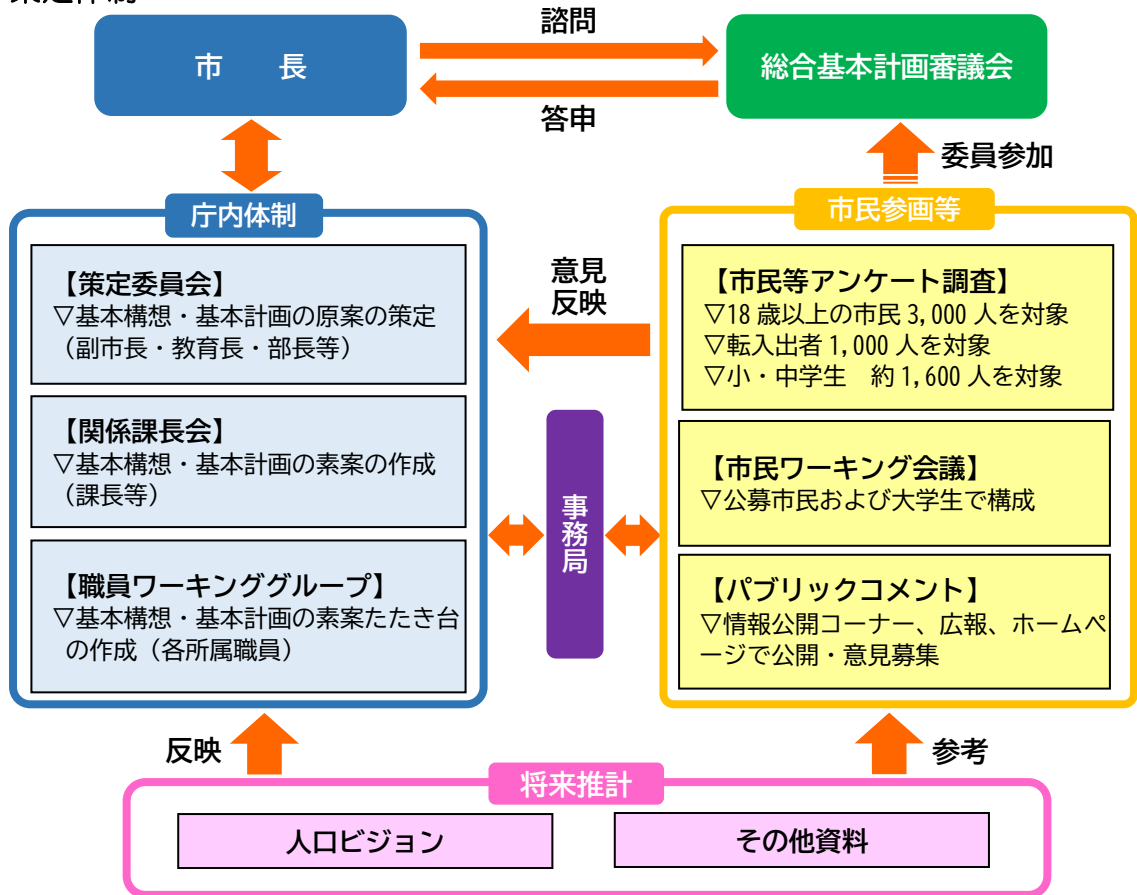
「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、策定する戦略。地方において「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」づくりをめざす。

2. 策定理由

第6次羽曳野市総合基本計画及び第2期羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年度に計画期間の目標年次を迎えることから、令和8年度から令和17年度までの今後10年間のまちの将来像やまちづくりの基本目標を示す計画を策定する。



3. 策定体制



4. 羽曳野市総合基本計画等審議会について

審議会	執行機関の附属機関に関する条例第2条に基づいて設置
所掌事項	市長の諮問により、総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について審議等を行い、答申を行う。
組織	市議会議員・学識経験者・市民代表からなる25名以内の委員で構成
委員	羽曳野市総合基本計画等審議会規則第3条第2項の規定に基づき市長により委嘱
職務	羽曳野市総合基本計画等審議会への出席
任期	委嘱日(令和7年7月上旬予定)～令和8年3月31日まで
勤務形態	令和7年度5回(1回あたり2時間程度)